

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

昭和 52 年 6 月頃、私は友達に勧められ A 町役場で国民年金に任意加入した。当初、保険料は 1 か月ごとに、その後は 3 か月ごとに同町役場で納付した。体調の悪い時には私の夫に頼んで銀行で納付してもらったこともある。55 年 4 月に国民年金の資格を喪失するまでは保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年 6 月頃に A 町役場で国民年金に任意加入し、55 年 4 月 10 日に国民年金の被保険者資格を喪失するまでは、当初は 1 か月ごとに、その後は 3 か月ごとに同町役場で保険料を納付していたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、52 年 6 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料納付が可能な期間であり、申立人が 6 か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

また、申立人は、申立期間以外に未納は無く、国民年金に任意で加入し種別変更手続も適切に行っており、保険料の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月及び同年7月

学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月頃、私はA市内の大学に通っており、私の母がA市に来た時に私の国民年金の加入手続をB区役所で行い、保険料を同区役所や郵便局で納付してくれた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生が国民年金に強制加入となった平成3年4月頃、A市内の大学に通っており、その母がA市に来た時に申立人の国民年金の加入手続をB区役所で行い、同区役所や郵便局で保険料を納付してくれたと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年同月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は保険料納付が可能な期間であり、申立人が2か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は認められない。

また、申立期間に申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその母は、国民年金に任意加入するとともに付加年金にも加入し、被保険者期間の保険料を完納しており、納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案 4702

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から 57 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から 57 年 10 月まで

私は、会社退職後に厚生年金保険と国民年金が続くように A 市役所で国民年金の加入手続を行った。郵送された納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後に厚生年金保険と国民年金が続くように A 市役所で国民年金の加入手続を行い、郵送された納付書により国民年金保険料を納付していたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 57 年 3 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると申立期間は保険料を納付することが可能な期間である上、申立人が 15 か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を60万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月8日

社会保険事務所(当時)から送られてきた記録を確認したところ、平成17年7月賞与の記録が漏れていることを知った。保険料控除の事実が確認できる賞与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している賞与明細書により、申立人は、申立期間において賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から60万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、賞与支払届を提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 6710 (事案 5086 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 12 月まで

A 株式会社に勤めていた期間のうち、昭和 58 年の給料明細書が新たに見つかった。同年 4 月から同年 12 月までの期間について、正しい標準報酬月額の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、給与明細書等の提出が無いために当該期間の報酬月額及び保険料控除額が不明であること等の理由により、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 3 月 9 日付け年金記録を訂正する必要が無いとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに申立期間の給料明細書が見つかったとして、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人の給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額から 24 万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行に

については、事業主は保険料を適正に納付していたと主張しているが、給料明細書で確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が、あっせんとされた期間を含め、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎なる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は50万5,000円、申立期間②は57万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年12月1日
② 平成20年7月1日

年金記録を確認したところ、A所における両申立期間の標準賞与額の記録が無かったが、当該期間も同社から賞与について厚生年金保険料を控除されており、事業主も届出漏れを認めているので、当該期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A所から提出された支給控除一覧表により、申立期間①については50万5,000円、また、申立期間②については57万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が、事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が両申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る両申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は、平成4年4月6日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年12月31日から4年4月6日まで
② 平成4年4月6日から同年9月1日まで

年金事務所から、株式会社Aでの被保険者資格喪失日について、問い合わせがあったが、同社を退職したのは平成4年8月31日で、3年12月31日ではなかった。

退職するまでの間、給与から厚生年金保険料を引かれていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、株式会社Aに継続して勤務していたことが、雇用保険の離職日（平成4年8月31日）の記録及び複数の元同僚の供述により認められる。

一方、オンライン記録によると、株式会社Aは、平成4年4月6日付けで3年12月31日に遡って厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされ、かつ、4年4月6日付けで申立人を含む27人の被保険者資格の喪失処理がされていると確認できる。

また、当該事業所が適用事業所でなくなったとする処理が、遡及して行われたことにより、その結果、平成4年2月24日付けで厚生年金保険に加入した従業員の被保険者資格が取り消されていることが確認できる。

さらに、株式会社Aは、上述の適用事業所でなくなった旨の処理がされたことから、申立期間①においては適用事業所となっていないが、商

業登記簿謄本及び複数の元同僚の供述によって、同社は、平成3年12月31日以降も適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において、同社が適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の被保険者資格喪失の処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立期間①に係る厚生年金保険の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人の資格喪失処理を行った平成4年4月6日であると認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成3年11月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、申立人は、株式会社Aに継続して勤務していたことが、雇用保険の離職日（平成4年8月31日）の記録及び複数の元同僚の供述により認められる。

しかしながら、当該期間における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人は給与明細書を所持していないが、元同僚の一人が保管していた給与明細書によると、平成4年5月1日支給の同年4月分の給与では、厚生年金保険料の控除がされていない上、以後毎月の給与から厚生年金保険料の控除がされていないことが確認できる。

また、当該事業所において経理事務を担当していた元同僚は、「平成元年6月から4年3月までの期間は、翌月の給与から厚生年金保険料を控除した。しかし、健康保険被保険者証を返した同年4月以降は、翌月の給与から雇用保険料の控除はしたが、厚生年金保険料及び健康保険料の控除は行わなかった。」と供述している。

さらに、当該事業所は既に解散している上、当時の代表取締役及び役員の連絡先が確認できず、事業主から、申立人に係る厚生年金保険料の控除について、確認することができない。

このほか、申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 4697 (事案 1761、3220 及び 3821 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 3 月から 50 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月から 50 年 12 月まで

私は、昭和 45 年 7 月頃に結婚後の A の名前で国民年金の加入手続きを行い、その時に結婚前の B の名前で過去の保険料をまとめて納付した。加入後は、前妻が毎月自宅に訪れる近所の集金人に保険料を納付していたが、その後、私が妻と二人分を C 信用金庫で毎月納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人は、当初、その前妻が近所の集金人に国民年金保険料を納めていたとして申し立てたが、申立人が当時居住していた D 区では民間の集金人による保険料徴収を行っていない上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、その前妻も既に他界していることから、保険料の納付状況等は不明である等として、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、その後 2 回にわたって申立期間の国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、いずれにおいても当委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないとして平成 22 年 6 月 2 日付け及び同年 10 月 20 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいけないとして 4 回目となる申立てを行っているが、再申立てに際し、新たな資料は無く、当委員会において再度申立内容を調査したが、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる新たな周辺事情は見当たらず、申立人から納付を裏付ける具体的な証言も得られず、その他に委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年10月から49年5月まで
20歳になった昭和47年*月頃、私はA町役場（現在は、B市役所）で国民年金の加入手続を行った。保険料はほかの支払と一緒に同町役場で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和47年*月頃、A町役場で国民年金の加入手続を行い保険料はほかの支払と一緒に同町役場で毎月納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年12月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年8月から4年2月までの期間及び5年3月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年8月から4年2月まで
② 平成5年3月から同年12月まで

申立期間①については、20歳になった平成3年*月頃、私は学生だったが、母が私の国民年金の加入手続をA市役所で行い保険料を納付してくれた。その後、同市役所の年金課から保険料を納付するように連絡が来たので、私が同市役所でまとめて保険料を納付した記憶もある。

申立期間②については、平成5年3月に会社を退職後、保険料を納付するようにA市役所から連絡が来たので、まとめて同市役所で納付した記憶がある。

申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、20歳になった平成3年*月頃、その母が申立人の国民年金の加入手続をA市役所で行い保険料を納付しており、その後、同市役所の年金課から保険料を納付するように連絡が来たので、同市役所でまとめて保険料を納付した記憶もあると申し立てているが、申立人及びその母は国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間①は、平成11年2月22日に申立人の国民年金被保険者資格の得喪記録が整理された結果生じた未

納期間であり、それまでは未加入期間であったと推認されることから、制度上保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人は、平成5年3月に会社を退職後、国民年金保険料を納付するようにA市役所から連絡が来たのでまとめて同市役所で保険料を納付した記憶があると申し立てているが、申立人は、厚生年金保険と国民年金との切替手続及び保険料納付に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である上、申立期間②は、11年2月22日に申立人の国民年金被保険者資格の得喪記録が整理された結果生じた未納期間であり、それまでは未加入期間であったと推認されることから、制度上保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から11年3月まで

私は、平成4年6月頃、A市役所で国民年金の加入手続をし、保険料は収入が少なかったため母に納付してもらった。保険料は、1年くらい遅れたがまとめて納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年6月頃、A市役所で国民年金に加入し、保険料は、その母がまとめて納付したとしているが、申立期間の保険料を納付したとするその母は、加入手続及び保険料納付の記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は平成12年2月24日に資格得喪記録が追加された際に未納期間となったものであり、それまでは未加入期間であったと推認されることから、制度上保険料の納付はできなかったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 10 月 1 日から 51 年 9 月まで

昭和 50 年 10 月に株式会社Aに入社し、51 年 9 月までB店*階のC店「D」に勤務した。身分はアルバイト・パート扱いだっただが、週に5日、1日8時間働いた。入社する際に年金手帳を提出した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及びB店内の「D」において店長をしていた者の供述により、期間の特定はできないものの、申立人が、当該C店に勤務していたことはいかがえる。

株式会社Aは、申立期間当時、「D」をはじめとするC店及びE店を全国に数百店舗営業していたが、申立期間当時、F地の「D」において店長をしていた者は、「フルタイムのアルバイトを10人ほど採用したが、社会保険には加入していない。」と供述しているほか、G地区における「D」10店舗の責任者も「アルバイトは社会保険には加入していない。」と供述しているところ、申立人の紹介でB店内の「D」にアルバイトとして勤務した同僚のほか、Hビル*階のC店「D」においてアルバイトとしてフルタイム勤務した者も、株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録が無い。

また、事業主は、申立人の勤務実態及び保険料控除については当時の資料が残っていないことから不明としているものの、社会保険加入者の加入履歴一覧は残っており、当該履歴一覧に申立人についての記載は無いと回答している。

さらに、株式会社Aは、申立期間当時、I地J区K地及びJ区L地で厚生年金保険の適用事業所となっているが、両事業所における申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い上、同社に係る申立人の雇用保険の記録も無い。

加えて、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 3 月 31 日から 46 年 10 月 1 日まで
② 昭和 46 年 11 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 47 年 3 月 10 日から 48 年 9 月 1 日まで
④ 昭和 48 年 11 月 1 日から 49 年 1 月 11 日まで

株式会社A及び株式会社Bに勤務していた期間のうちの一部の期間について、給料手取額が記録された家計簿が見つかった。当該額をもとに給料総額を算出してみたところ、年金事務所の標準報酬月額の記録を上回っている。当時私が受け取った給料額に比べて、申立期間における年金事務所の標準報酬月額の記録は余りにも低額であるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②のうちの一部の期間について、申立人は、家計簿を保有しており、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給料手取額が記録されていることが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録の標準報酬月額の記録は一致しており、遡って訂正等が行われた形跡も無い。

また、申立人は、「入社時は4万円くらいだった。入社2、3か月後に団体交渉をして、給与を7万5,000円にしてもらった。歩合給もあった。」と供述している上、当時の複数の同僚に照会しても、営業を担当していた申立人の給料は高額であったはずである旨の供述は得られるものの、申立人の標準報酬月額や保険料控除額について、申立内容を裏付

けるような回答は得られなかった。

さらに、株式会社Aは既に適用事業所ではない上、当時の事業主は既に亡くなっていることから、厚生年金保険料の控除について回答を得ることはできなかった。

- 2 申立期間③及び④について、申立人は家計簿を保有しており、そのうち一部の期間については、オンライン記録の標準報酬月額を上回る給料手取額が記録されていることが確認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者原票とオンライン記録の標準報酬月額の記録は一致しており、遡って訂正等が行われた形跡も無い。

また、株式会社Bにおける当時の取締役は、「申立人の給料が高額だったことについては間違いはないが、保険料控除額については分からない。」と供述している。

さらに、当時の同僚の標準報酬月額の記録と比較しても、申立人の標準報酬月額の記録に不自然な点は見当たらず、複数の同僚に照会しても、申立人の標準報酬月額や保険料控除額について、申立内容を裏付けるような回答は得られなかった。

- 3 このほか、申立期間①、②、③及び④に係る申立ての事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①、②、③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6712 (事案 4697 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 13 年 11 月 16 日まで
株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 9 年 4 月から 13 年 10 月までの期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額と相違していたので一度申立てをしたところ、一部期間についての記録訂正は認められたが、申立期間は認められなかった。しかし、今回、新たに給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書が見つかったため、再度調査し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を適正額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の標準報酬月額については、平成 12 年分及び 13 年分の申立人に係る給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額欄に記載された額により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額 (1 万 7,350 円) に見合う標準報酬月額 (20 万円) は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と一致していることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律による保険給付の対象に当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく 22 年 12 月 8 日付けで、あっせんは行わないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに給与所得の源泉徴収票及び給与支払明細書が見つかったとして、申立期間の再申立てを行っている。

しかしながら、申立人から提出のあった平成 11 年分の給与所得の源泉徴収票及び 12 年 2 月分の給与支払明細書は、いずれも今回の申立期間より前に支払われた給与に係るものである上、当該期間は、既に前回の申立てにおいて申立てどおりの記録訂正が行われていることから、今回の申立

期間の記録訂正につながる新たな資料とは認められない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 6713 (事案 6079 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 9 月 30 日から 32 年 5 月 1 日まで
② 昭和 32 年 5 月 1 日から 37 年 6 月 25 日まで
③ 昭和 38 年 1 月 15 日から 39 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 40 年 2 月 1 日から 41 年 2 月 21 日まで

前回の申立てでは、年金記録の訂正はできない旨の回答を受けた。しかし、出産の6日後に支給されたことになっていると聞いた。そんな時期に、脱退手当金を受け取った記憶は無く、当然に、請求をした覚えも無い。もし、本当に、私が、脱退手当金を受給していると言うのなら、その受領書を見せてほしい。はっきりした証拠を示されないままでは納得ができないので、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載がされているとともに、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはないことができないこと、ii) 全ての申立事業所は、同一の厚生年金保険被保険者記号番号に統合されていること、iii) 昭和 55 年まで国民年金被保険者資格を取得していない申立人が申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さは見当たらないことなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 9 月 2 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の決定に納得できないとし、「脱退手当金を受給

した記憶は無い。支給されたのであれば、その当時の領収書等の証拠を見せてほしい。」と主張しているが、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理では無く、一応確からしいこと。』」とされている。

今回の申立内容は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期限が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断しなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾及び申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 20 年 12 月 1 日から 23 年 2 月 15 日まで
国（厚生労働省）の記録では、株式会社Aの資格取得が昭和 23 年 2 月 15 日となっている。実際は 20 年 12 月 1 日に入社している。当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社Aに継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立期間当時の事業主等からは回答が得られず、同僚は申立人が申立期間当時に勤務していたか否かについては不明であるとしていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

また、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、健康保険厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳とも申立期間の事業所の被保険者資格取得日はオンライン記録と一致する。

さらに、申立人も給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 20 日から 42 年 12 月 26 日まで
昭和 42 年の 12 月に結婚することになり、勤務していた A 株式会社（現在は、B 株式会社）を退職することになった。この会社に勤務していた間の厚生年金保険については、脱退手当金を受給しているとなっているようだが、私はそのようなものを受給した記憶は無い。この記録には納得がいかないので調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと申し立てているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の記載がある上、支給金額に計算上の誤りは無いことから、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、A 株式会社において申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 42 年 12 月 26 日の前後 2 年間に、当該事業所で厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性のうち、脱退手当金の受給資格がある同僚 16 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、11 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、その全員が資格喪失日から 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該事業所の事業主及び当時の複数の同僚から、事業所が退職時に脱退手当金の説明を行ったとの供述もあることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 5 月 21 日から 35 年 6 月 1 日まで
昭和 29 年 8 月から 45 年 10 月までの期間は、A 株式会社に勤務しているのに、30 年 5 月 21 日から 35 年 6 月 1 日までの 5 年間で厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、被保険者として認めてほしい。なお、A 株式会社は、45 年 10 月に倒産しており、関係資料は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険記録によると、資格取得日が昭和 28 年 5 月 1 日、離職日が 45 年 10 月 20 日である事業所（名称不明）の記録が確認でき、申立人に係る前後の厚生年金保険被保険者記録の事業所名から判断すると A 株式会社であると認められることから、申立人は、申立期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人の先輩同僚は、「会社が B 町にあった時に、不渡りを出して、一度会社が潰れた記憶がある。この時は、3、4 か月後くらいに資金的に応援してくれる人が出てきて会社は再開したが、この時に従業員を社会保険から脱退させていると思う。会社は、その後、何回か不渡りを出して潰れているが、そのたびに、3 か月後くらいに同業の支援者が現れて会社を再開していた。」と供述している。

また、上記先輩同僚が、「C 地出身で、申立人と同じく社長の自宅兼会社に住み込みをしていた。」と供述している同僚についても、申立期間と同じ時期である昭和 30 年 6 月 11 日から 35 年 6 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無く、申立人と同じく同年 6 月 1 日に同社で被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、A 株式会社に係る事業所別被保険者名簿によると、「調査員調

査済 35年6月24日 担当者印」の記載があり、同日に事業所に対する社会保険事務所（当時）の社会保険に係る調査が行われたことが確認でき、同年6月1日付けで同社において被保険者資格を取得した従業員（申立人及び上記先輩同僚の供述する同僚を含む）が10人確認できることから、事業主が当該10人の厚生年金保険に係る資格取得に関する届出を同日まで行っていなかったことがうかがえる。

加えて、同一事業所で同一人が勤務している場合、同一の厚生年金保険手帳記号番号が使用されるのが通常であるところ、申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿によると、申立人は、A株式会社において、厚生年金保険の記号番号を二つ取得していることが確認できる上、申立人が最初に取得した記号番号の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、事業所名称欄に「A株式会社」資格喪失日欄に「30.*.* 解雇」の記載が確認できることから、事業主が申立人の被保険者資格を一度喪失させる手続を行っていたことがうかがえる。

なお、上記先輩同僚の供述する同僚についても、A株式会社において厚生年金保険の記号番号を二つ取得していることが確認できる。

また、A株式会社は、廃業により昭和45年10月21日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の事業主、事務を担当していた事業主の妻、及び上記先輩同僚の供述する同僚は既に亡くなっており、上記先輩同僚のほかに申立期間の同社における厚生年金保険の被保険者は確認できないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入及び事業主による給与からの厚生年金保険料控除について供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。